

教員免許更新制に係る手続等について

① 「修了確認期限(有効期間の満了の日)」と「申請手続期間」を確認してください!

***平成21年3月31日以前に授与された免許状を1つでもお持ちの方
(旧免許状所持者)**

※ 栄養教諭免許状をお持ちの方は、年齢で割り振られた修了確認期限ではなく、必ず下記の◆を参照してください。

平成29年度末(平成30年
3月31日)が修了確認期限
である方

平成29年度末で満35, 45, 55歳になる方 です。

○免許管理者である県教育委員会への**申請期限は平成30年1月31日まで**です。

○上記の申請期限までに必要な申請を行わず修了確認期限を経過した場合、お持ちの免許状は**失効**します。**速やかに修了確認等の申請手続を行ってください。**

平成30年度末(平成31年
3月31日)が修了確認期限
である方

平成30年度末で満35, 45, 55歳になる方 です。

○講習受講及び申請手続期間は、**平成31年1月31日まで**です。

○講習の大部分は夏季休業中に開催されるので、**平成30年度の夏季休業中までに30時間以上の講習を確実に受講・修了**できるよう申込を行ってください。

年度中途に修了確認期限が
到来する方

「修了確認期限の延期申請」を行った方 です。

○生年月日で割り振られた修了確認期限と異なり、年度中途に期限が到来する場合があります。

○各自の「修了確認期限延期証明書」で修了確認期限を確認し、**必ず修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの間に講習を受講・修了し、修了確認申請をしてください。**

◆栄養教諭免許状 を
お持ちの方が

○福岡県教育委員会教職員課のホームページ「教員免許更新制について」(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kousinn.html>)に掲載している『**教員免許更新制マニュアル**』(各所属にも配布しています。)…**3~4頁**を参照し、自分の修了確認期限と申請手続期間を確認してください。

○栄養教諭免許状を所持している方のうち、

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された方は

平成30年3月31日が最初の修了確認期限となります。

***平成21年4月1日以後に授与された免許状のみをお持ちの方
(新免許状所持者)**

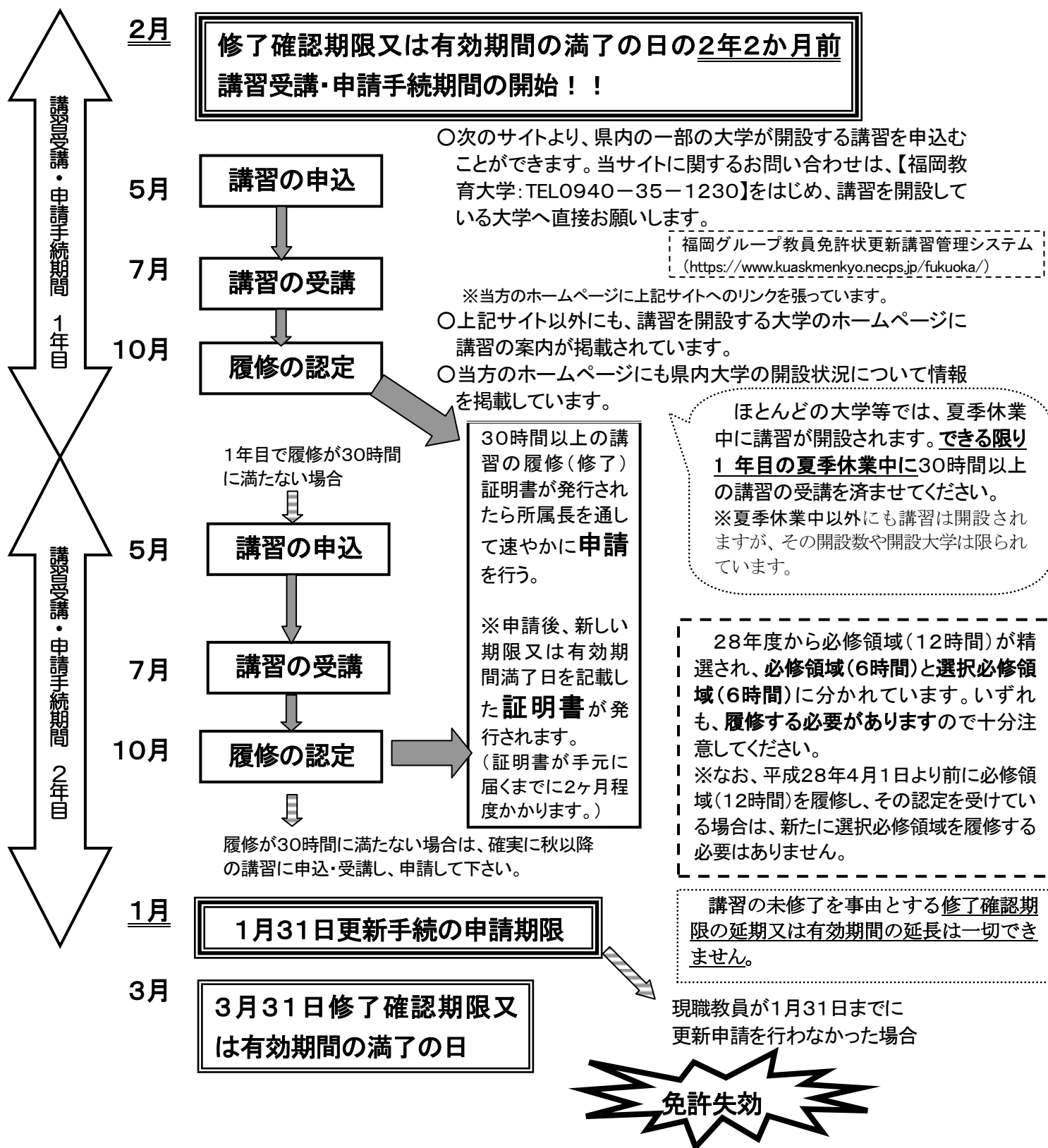
お持ちの免許状に**有効期間の満了の日**が記載されていますので、申請手続期間(**有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの間**)を確認してください。

(複数の免許状を所持している場合の有効期間は、そのうち最も遅い有効期間の満了の日までとなります。)

有効期間の延長申請を行った場合は、有効期間の満了の日が免許状記載のものとは異なる可能性がありますので、各自の「有効期間延長証明書」で確認し、**必ず有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの間に講習を受講・修了し、有効期間更新申請を行ってください。**

★ 教員免許更新制に係る「大学等への更新講習の申込」から「県教委への更新申請」までの手続の流れについては、裏面をご覧ください。

② 申請手続の流れを確認してください！



※注意: 修了確認期限の延期又は有効期間の延長を申請した方は、この期日に当てはまらない場合がありますのでご注意ください。

※教員免許更新制の概要、更新講習の開設状況、申請手続等についてはこちらをご覧ください。

- 「教員免許更新制マニュアル」(県教委作成、幼稚園を含む各所属に配布しています。)
- 福岡県教育委員会教職員課のホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kousinn.html>)
- 文部科学省のホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)